

## 7. イラン

### イランの核問題を巡るクロノロジー

2002年 8月	イラン反体制派組織が、イランによる秘密裏の核施設建設を公表。
2003年 2月 9月 10月 11月 12月	エルバラダイ IAEA 事務局長がイランを訪問。以後、IAEA が検証活動を継続的に実施。 IAEA 理事会は、イランに対し、IAEA との協力、追加議定書の署名・批准、ウラン濃縮関連・再処理活動の停止等を求める決議を採択。 イランは、IAEA に対し、自らの原子力活動に関する報告書を提出。 IAEA 理事会は、イランの前向きな対応を歓迎する一方、過去の未申告のウラン濃縮等に強い遺憾の意を表明し、イランに更なる対応を求める内容の決議を採択。 イランは、追加議定書に署名。(ただし未批准。その後、同議定書の暫定実施を行ったが、現在は停止中。)
2004年 3月 6月 9月 11月	IAEA 理事会は、イランが積極的な IAEA との協力を継続・強化すること等を求める決議を採択。 IAEA 理事会は、イランに対し、すべての未解決問題の解決に必要なすべての措置を緊急にとること等を求める決議を採択。イランは、この決議に反発し、ウラン濃縮関連活動を再開。 IAEA 理事会は、イランに対し、IAEA への完全な情報の提供やウラン濃縮関連活動の停止等を求める決議を採択。 EU3 (英国、フランス、ドイツ) とイラン間の協議の結果、イランによるウラン濃縮関連活動の停止を含む合意 (パリ合意) が成立。これを受け、イランはウラン濃縮関連活動を停止し、EU3 とイランの間で長期的取決めにに向けた交渉を開始。その後、IAEA 理事会は、イランに対し、ウラン濃縮関連・再処理活動の停止の継続等を求めるとともに、これが十分に履行されない場合等には、IAEA 理事国に通報することを IAEA 事務局長に要請する決議を採択。
2005年 8月 9月	EU3 は、長期的取決めにに関する提案を示したが、イランは同提案を拒否し、パリ合意に基づき停止していたウラン濃縮関連活動のうち、ウラン転換活動の一部を再開。これを受け、IAEA 特別理事会が開催され、イランに対してウラン濃縮関連活動の完全な停止を再度行うこと等を求める決議を採択。 IAEA 理事会は、イランの IAEA 保障措置協定の「違反 (non-compliance)」を認定するとともに、イランに対して IAEA への更なる協力とウラン濃縮関連・再処理活動の再停止等を求める内容を含む決議を採択。
2006年 1月 2月 3月 4月 5~6月 7月 8月 9~12月 12月	イランは、ナタンズにおけるウラン濃縮関連の研究開発活動を再開。 IAEA 特別理事会は、イランの核問題を国連安保理に報告すること等を内容とする決議を賛成多数で採択。イランは、IAEA 理事会決議の採択を受け、追加議定書の暫定実施の停止等を IAEA に通報したのに続き、ウラン濃縮活動を再開。 IAEA 3月理事会終了後、国連安保理における議論が開始され、国連安保理は、イランに IAEA 理事会の要求事項の履行等を求める議長声明を發出。 イランは3.5%の濃縮ウラン製造の成功を発表するなど、IAEA 理事会及び安保理議長声明の要求に応じず。IAEA 事務局長の報告を受け、国連安保理は、安保理決議の採択に向けた協議を開始。 米国は、イランによる濃縮関連活動等の完全かつ検証可能な停止を条件に、EU3 とともにイランとの交渉に参加する用意がある旨発表。EU3 及び米国・中国・ロシアは、イランが国際社会の懸念を十分に払拭した場合に行い得る協力を含む包括的提案をイランに提示。 国連安保理は、イランに対しすべての濃縮関連・再処理活動の停止を義務づけ、8月末までに同決議を遵守しない場合には、国連憲章第7章第41条下の適当な措置を採択する意図を表明すること等を内容とする決議 1696 を採択。 イランは、EU3+3 の包括的提案に対する回答を提示したが、交渉再開のための前提条件である濃縮関連活動の停止には応じず。 IAEA 事務局長報告によってイランが安保理決議 1696 の要求にできていないことが報告された後も、関係国間で外交努力が続けられたが、交渉再開には至らず。 国連安保理は、イランに対してすべての濃縮関連・再処理活動及び重水関連計画の停止等を義務とするとともに、国連憲章第7章第41条下の制裁措置を含む安保理決議 1737 を採択。

<p>2007年 2月 3月 4月 7～8月 9月 11月 12月</p>	<p>IAEA 事務局長報告は、イランが決議 1737 に反して濃縮関連活動等を拡大・継続していることを確認。      国連安保理は、制裁内容を追加する内容の決議 1747 を採択。      アフマディネジャード大統領が、産業規模の核燃料製造を宣言。      IAEA・イラン間の協議の結果、「作業計画」がまとまる。IAEA 事務局長報告では、プルトニウム分離実験は解決済みと結論づける一方で、濃縮関連活動等の継続・拡大を確認。      EU3+3 外相が会談し、11 月のソラナ EU 上級代表及びエルバラダイ IAEA 事務局長の報告が肯定的な成果を示さないかぎり、次の国連安保理制裁決議のテキストを完成させることに合意。      IAEA 事務局長報告は、P1・P2 遠心分離機の調達と技術獲得につき、イランの提供情報は、IAEA の調査結果と齟齬はないとする一方で、イランが安保理決議の要求に反し濃縮関連活動等を停止していない旨明記。ソラナ代表とイランのジャリリ国家安全保障最高評議会書記が協議するも具体的進展なし。      米国は、イランの核開発に関し、イラン政府の指示で軍部が核兵器開発を行い、2003 年秋以降開発を停止したが、イランが少なくとも核兵器を開発する選択肢を維持し続けているとの評価を記した国家情報評価書を公表した。</p>
<p>2008年 3月</p>	<p>国連安保理は、これまでの安保理決議で規定した制裁措置を更に追加する決議 1803 を採択。</p>